

宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 27 日

宇佐市告示第 50 号

改正 平成 25 年 3 月 27 日宇佐市告示第 47 号
令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号
令和 3 年 10 月 21 日宇佐市告示第 259 号
令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号
令和 5 年 4 月 17 日宇佐市告示第 170 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宇佐市安全安心まちづくり条例(平成17年宇佐市条例第168号)第 4 条第 2 項に基づき、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民団体が自主的・主体的に行う防犯活動に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則(平成17年宇佐市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「市民団体」とは、市民が自主的に組織する団体(自治会を含む。)であって、継続的かつ計画的に地域の安全安心まちづくりの推進に係る活動を行う団体をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市民団体が自主的・主体的に行う防犯活動であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 防犯灯の設置(自治会に限る。)
- (2) 地域安全防犯パトロール
- (3) 防犯・防災に関する教室、セミナー等の開催及び防犯広報啓発活動

(補助対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助の制限)

第 5 条 同一市民団体に対する補助は、第 3 条各号に掲げる補助対象事業につき当該年度中に 1 回を限度とする。ただし、同条第 1 号に掲げる補助対象事業のうち、故障した LED 型防犯灯の取替えに対する補助は、この限りでない。

(補助金等の交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする市民団体は、宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に下記の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 団体調書(様式第 3 号)(自治会を除く。)
- (3) 収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、これを審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、宇佐市安全安心まちづくり事業補助金交付決定通知書(様式第 4 号)により当該市民団体に通知するものとする。

(完了報告)

第8条 補助金交付決定の通知を受けた市民団体は、事業が完了したときは、遅滞なく宇佐市安全安心まちづくり事業完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 完成写真

（3） 請求書又は領収書の写し（ただし、請求書の写しを提出した場合は、補助金交付後速やかに領収書の写しを提出）

（4） その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を当該市民団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 前条第1項の規定により補助金の額が決定した市民団体は、宇佐市安全安心まちづくり事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行後3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則（平成25年3月27日宇佐市告示第47号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日宇佐市告示第99号）

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則（令和3年10月21日宇佐市告示第259号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日宇佐市告示第99号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月17日宇佐市告示第170号）

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度の予算に係る補助事業から適用する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
防犯灯の設置	L E D型防犯灯の新規設置	設置する防犯灯1基につき、当該経費の3分の2以内（ただし、20,000円を上限とする。）
	従来型防犯灯（蛍光灯等）からL E D型防犯灯への取替え	取替える防犯灯1基につき、当該経費の3分の2以内（ただし、20,000円を上限とする。）
	故障したL E D型防犯灯の取替え	取替える防犯灯1基につき、当該経費の2分の1以内（ただし、10,000円を上限とする。）
地域安全パトロール	<p>(1) 帽子、Tシャツ、ポロシャツ、ジャンパー等防犯活動用被服</p> <p>(2) 防犯用腕章、タスキ、プレート、ステッカー、のぼり旗、のぼり旗用ポール、拡声器等パトロールを実施していることを表す物品</p> <p>(3) 防犯用笛、防犯ベル、信号灯、懐中電灯等活動中の安全を確保に資する物品</p> <p>④青色回転灯設置</p> <p>※①及び②については、「防犯」等の表示を行ったものに限る。</p>	当該経費の2分の1以内（ただし、50,000円を限度とする。）
防犯・防災に関する教室、セミナー等の開催及び防犯広報啓発活動	<p>(1) 講師謝金及び旅費</p> <p>(2) 会場使用料</p> <p>(3) 資料購入及び作成費</p> <p>(4) 安全情報紙（誌）、防犯マップ、広報用チラシの印刷費</p> <p>(5) その他必要な経費</p>	